

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化等を求める意見書（案）

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に大変苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 1 1 月 1 9 日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を 3 % 程度（月額 9, 0 0 0 円）引き上げるための措置を実施することが決定され、令和 4 年 1 0 月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっている。

そこで政府に対して、この介護職員の処遇改善においては、今回の臨時の報酬改定とともに、原則 3 年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、以下の事項に対して特段の配慮を求める。

記

- 1 臨時の報酬改定（令和 4 年 1 0 月以降）において新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続の簡素化に最大限努めること。
- 2 介護職員等特定処遇改善加算については、その趣旨を踏まえつつ、事業所の実情に応じた処遇改善を図ることができるよう、加算金の配分方法に係る制限を更に緩和するなど、より弾力的な運用を可能とする制度への見直しを検討すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 3 月 1 8 日

様

和歌山県議会議長 森 礼子  
(提出者)  
藤山 将材  
長坂 隆司  
奥村 規子

多田 純一

(意見書提出先)  
衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣